（前のページより続き）

○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件（同一二七）　二五

○地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件（同一二八）　二六

○地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件の一部を改正する件（同一二九）

○地方公務員等共済組合法附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を定める件（同一三〇）

○地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定によりそれぞれの地方公共団体が負担すべき額に関する件の一部を改正する件（同一三一）

○外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（同一三二）

○地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（同一三三）

○地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件（同一三四）　二七

○地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（同一三五）　二七

○地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（同一三六）

○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（同一三七）

○公有地の拡大の推進に関する法律第十八条第七項第二号に規定する主務大臣の指定する金融機関を定める件の一部を改正する件（**総務・国土交通**一）　二八

○地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針を変更した件（同二）

○更生保護法第五十一条第二項第四号に規定する医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇として定めるものを告示する件の一部を改正する件（**法務**一七〇）

○更生保護法第六十五条の三第一項第二号に規定する法務大臣が定める基準を告示する件（同一七一）

○特定事業者責任比率の一部を改正する件（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**三）　二九

○再商品化義務総量の一部を改正する件（同四）

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件（**同**五）　三九

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件（同六）

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件（**同**七）　四〇

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（**同**八）　四一

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（同九）

○独立行政法人通則法第四十七条第一号及び第二号の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る主務大臣の指定する有価証券及び金融機関を指定する件の一部を改正する件（**財務・農林水産**一三）　四三

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第一項の規定に基づく自主回収の認定に関して公示する件（**財務・経済産業・環境**一）

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第四項の規定に基づく自主回収の認定の取消しに関して公示する件（**同**二）　四七

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件（**文部科学**六五）　四七

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、遺族補償年金等の額に乗ずる率を定める件（同六六）

○特定高速電子計算機施設の共用の促進に関する基本的な方針の一部を改正する件（同六七）　四九

○リサイクル研究開発促進交付金交付規則の一部を改正する告示（同六八）

○放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則の一部を改正する告示（同六九）　五〇

○大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する告示（同七〇）

○原子力・エネルギー教育支援事業交付金交付規則の一部を改正する告示（同七一）　五一

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示の一部を改正する件（同七二）

○科学研究費補助金取扱規程の一部を改正する件（同七三）

○外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件の一部を改正する件（同七四）

○高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（同七五）　五三